資料２

経営安定対策の確立について

原料作物（てん菜・さとうきび・でん粉原料用ばれいしょ・かんしょ）・品目別政策（野菜・果樹・畜産）について

平成１６年１０月２９日
農　林　水　産　省

目　　次

Ⅰ　原料作物（てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ・かんしょ）について

１　品目横断的政策への転換に当たっての原料作物についての配慮

２　原料作物に関する検討状況

（１）基本的方向

（２）甘味資源作物の価格形成や取引における市場原理の導入の考え方

①　検討方向

②　取引等の仕組み

（３）甘味資源作物生産のコスト削減のための方策

（４）さとうきびの取扱い

（５）でん粉原料用いもの価格形成や取引における市場原理の導入の考え方

①　検討方向

②　経営安定対策へ転換する場合の留意事項

（６）でん粉生産のコスト削減のための方策

①　国産いもでん粉の現状と課題

②　かんしょの現状と課題

Ⅱ　品目別政策（野菜・果樹・畜産）について

１　品目別政策の見直しの基本的考え方

２　品目別政策の対応方向の報告

（１）野菜施策の今後の方向について・・・・・・・・・・・・資料３

（２）果樹施策の今後の方向について・・・・・・・・・・・・資料４

（３）畜産施策の今後の方向について・・・・・・・・・・・・資料５

Ⅰ　原料作物（てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ・かんしょ）について

１．品目横断的政策への転換に当たっての原料作物についての配慮

○　てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ・かんしょといった原料作物については、特定の地域の農業における基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることを踏まえて対策を構築すべきである。（P.12）

○　その際、市場原理の一層の導入や関連産業も含めたコスト削減の推進に資するものとして施策の在り方を検討する必要がある。（P.12）

○　なお、さとうきび、でん粉原料用かんしょについては、代替作物に乏しい自然条件の下で、その多くが零細な経営により生産されている実態を踏まえた対応が必要である。（P.12）

食料・農業・農村政策審議会　中間論点整理（平成１６年８月１０日）〔抄〕

○　てん菜、さとうきびの作物特性

- 常温では、速やかに処理されないとショ糖分が減少する等、品質が劣化しやすい。
- そのほとんどが水分から構成されているため、製品歩留りが低く、輸送コストが嵩む。
- 工場において、加工しない限り、ほとんど生産物の価値がない。

○　てん菜糖工場分布図（平成１６年度）

（カッコ内の数値は15年産における原料処理量(千トン)）

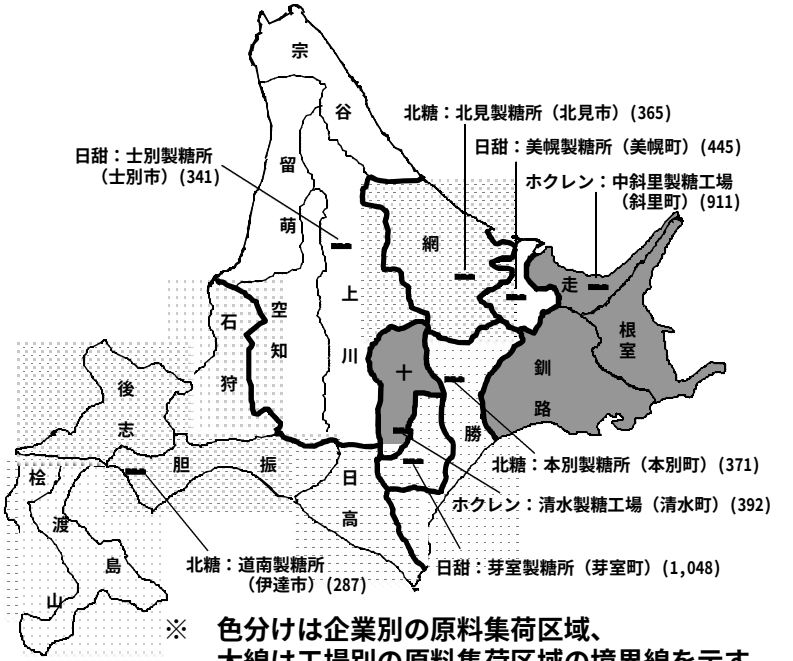

※　色分けは企業別の原料集荷区域、
太線は工場別の原料集荷区域の境界線を示す。

○　ばれいしょでん粉工場分布図（平成１５年度）

（カッコ内の数値は15年産における原料処理量（千トン））

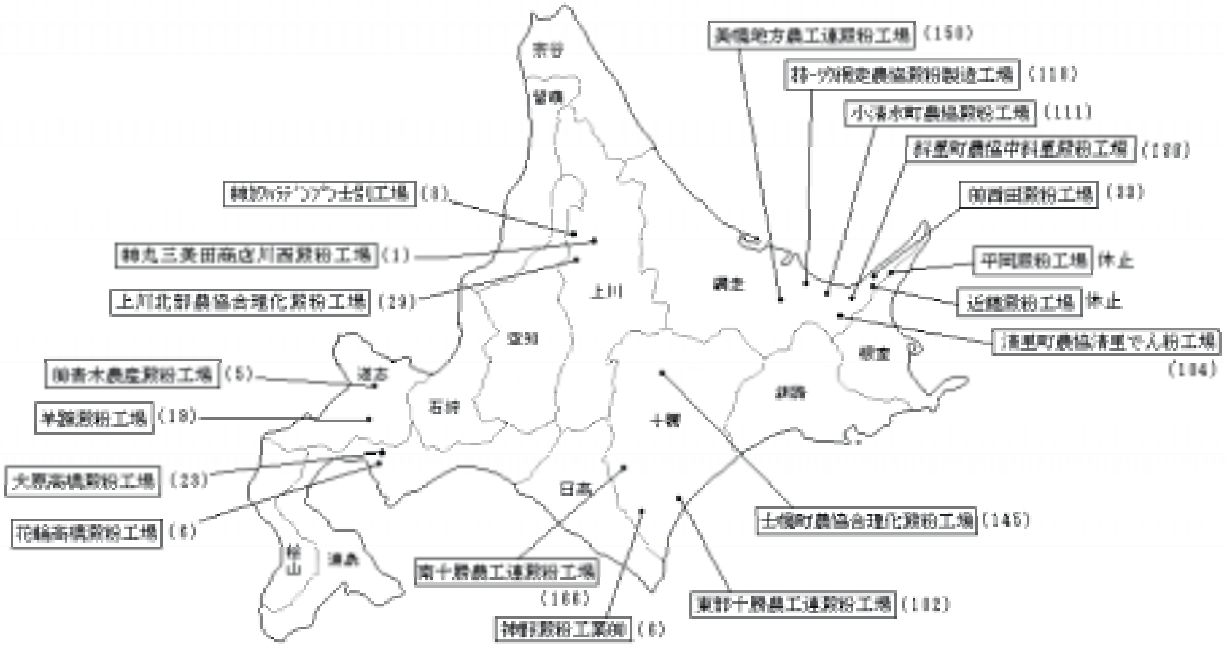

○　工場立地市町村における位置づけ

・砂糖製造業出荷額	／	製造業出荷額	２３．４％
・砂糖製造業従業員数	／	製造業従業員数	８．４％
・でん粉製造業出荷額	／	製造業出荷額	１３．１％
・でん粉製造業従業員数	／	製造業従業員数	１．７％

備考：「平成１３年工業統計調査」経済産業省等より試算

○甘しゃ糖工場分布図(平成１６年度)
（カッコ内の数値は15年産における原料処理量（千トン））

○ 工場立地市町村における位置づけ

・砂糖製造業出荷額　／ 製造業出荷額　２０．９％
・砂糖製造業従業員数　／ 製造業従業員数　１６．２％
備考：「平成１３年工業統計調査」経済産業省等より試算

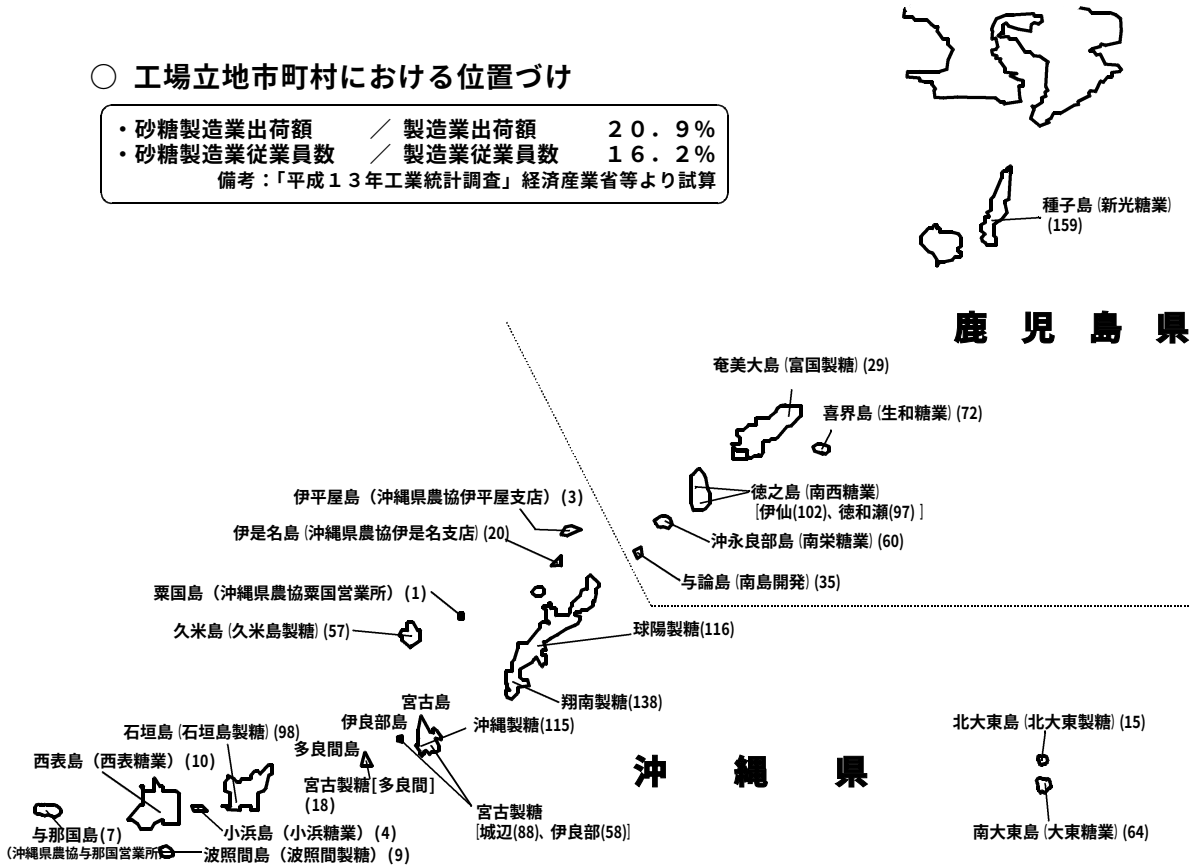

○甘しょでん粉工場の分布図(鹿児島県)(平成１５年度)
（カッコ内の数値は15年産における原料処理量（千トン））

○ 工場立地市町村における位置づけ

・でん粉製造業出荷額　／ 製造業出荷額　１１．３％
・でん粉製造業従業員数 ／ 製造業従業員数　１．４％
備考：「平成１３年工業統計調査」経済産業省等より試算

２．原料作物に関する検討状況

（１）基本的方向

○　企画部会の「中間論点整理」を踏まえ、砂糖及びでん粉に関する制度・施策のあり方を掘り下げて検討するため、生産者、製造業者、学識経験者から構成される「砂糖及びでん粉に関する検討会」（林良博座長（東京大学副学長））を立ち上げ、品目横断的政策への転換に伴う原料作物生産への支援や関連政策の在り方について、検討を行っているところ。
（同検討会においては、年内に中間的な論点整理を行い、来年３月に関連政策に関する大綱を取りまとめる予定）

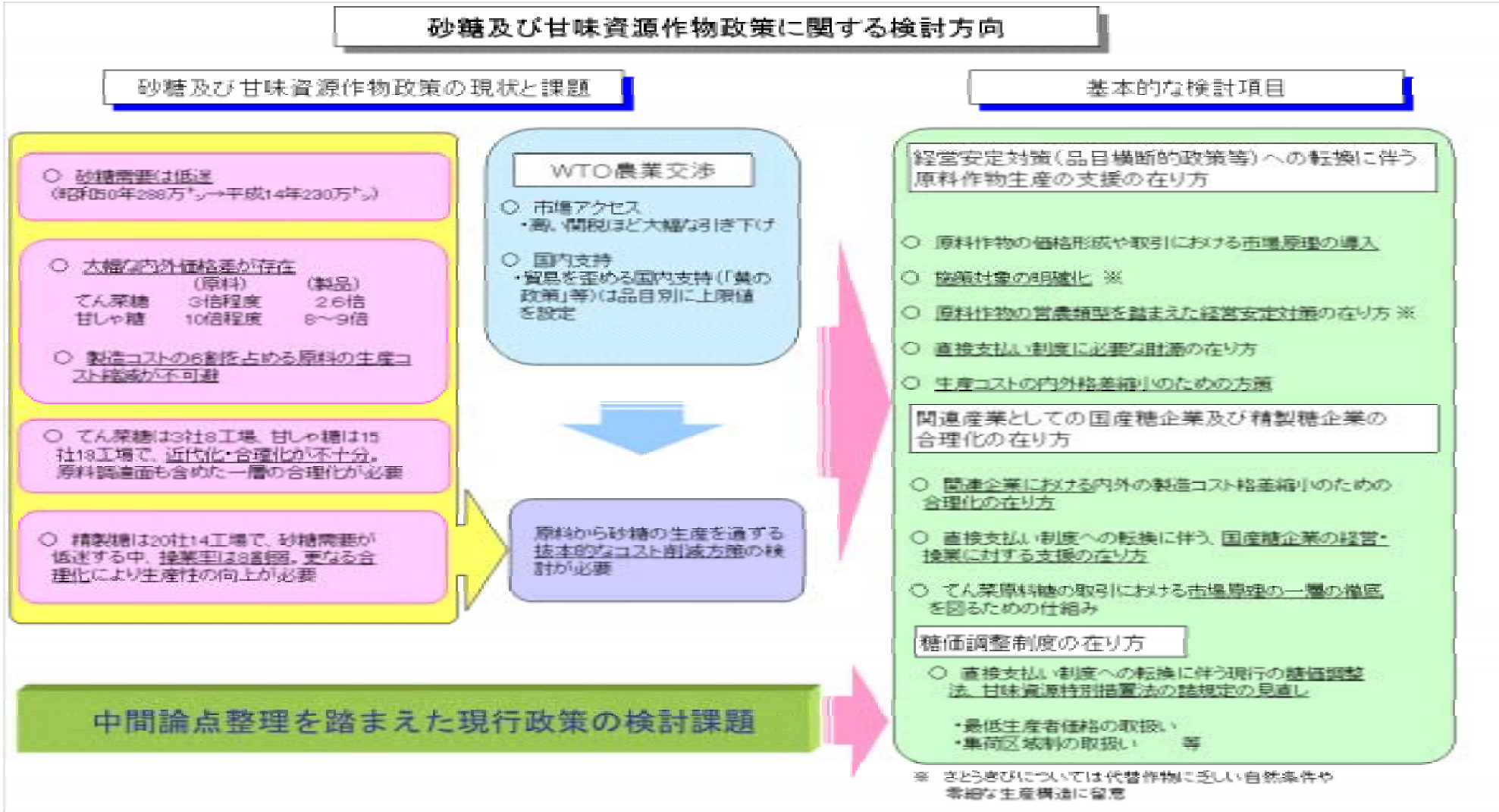

でん粉及びでん粉原料用いも政策に関する検討方向

でん粉及びでん粉原料用いも政策の現状と課題

○ でん粉需要は横ばい
（ 概ね300万ﾄﾝ前後で推移 ）

○ 大幅な内外価格差が存在

	（原料）	（製品）
原料ばれいしょ	2.7倍	2.0倍
原料かんしょ	11.3倍	6.1倍

○ 製造コストの7割を占める原料の生産コスト縮減が不可避

○ 再編合理化を進めたものの、でん粉工場の操業率は7～8割。更なる合理化により生産性の向上が必要

平成6年109工場 → 15年51工場
ばれいしょでん粉　17工場（北海道17）
かんしょでん粉　34工場（南九州29）

WTO農業交渉

○ 市場アクセス
・高い関税ほど大幅な引き下げ

○ 国内支持
・貿易を歪める国内支持（「黄の政策」等）は品目別に上限値を設定

原料からでん粉の生産を通ずる抜本的なコスト削減方策の検討が必要

基本的な検討項目

経営安定対策（品目横断的政策等）への転換に伴う原料作物生産の支援の在り方

○ 原料いもの価格形成や取引における市場原理の導入
○ 施策対象の明確化 ※
○ 原料いもの営農類型を踏まえた経営安定対策の在り方 ※
○ 直接支払い制度に必要な財源の在り方
○ 生産コストの内外格差縮小のための方策

関連産業としてのいもでん粉製造業者の合理化の在り方

○ いもでん粉の価格形成や取引における市場原理の導入
○ 直接支払い制度への転換に伴う、いもでん粉製造業者の経営・操業に対する支援の在り方
○ でん粉製造業における内外の製造コスト格差縮小のための合理化の在り方

価格支持制度等の在り方

○ 直接支払い制度への転換に伴う現行の農産物安定法やコーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用の見直し

・原料基準価格の取扱い
・政府買入れの取扱い
・抱合せの取扱い　　等

※ 原料かんしょについては代替作物に乏しい自然条件や零細な生産構造に留意

中間論点整理を踏まえた現行政策の検討課題

（２）甘味資源作物の価格形成や取引における市場原理の導入の考え方

①　検討方向

○　てん菜及びさとうきびに係る価格形成を見直し、市場原理を導入することについては、以下のような論点を提示し、関係者による議論を行っているところ。

・　糖価調整制度は、輸入糖等からの調整金と国からの交付金（国産糖企業が最低生産者価格以上で原料作物を買い入れた場合に交付）により原料作物及び国産糖に対して助成し、生産者及び関連産業の経営の安定を図るもの。大幅な内外価格差の下、現行制度による価格調整の枠組を維持することが必要ではないか。

・　他方、現行の政策の下では、当該年に生産された原料作物の全量について取引価格が固定されるため、需要を上回るてん菜糖の生産などへの対応が十分ではなく、結果としてコスト削減が実現できていない等の問題があるのではないか。

・　このため、取引価格を固定的・硬直的にしている措置は見直し、市場の需給動向を反映した取引価格が形成される制度へ移行することが必要ではないか。

○　糖価調整制度による国内産糖への助成

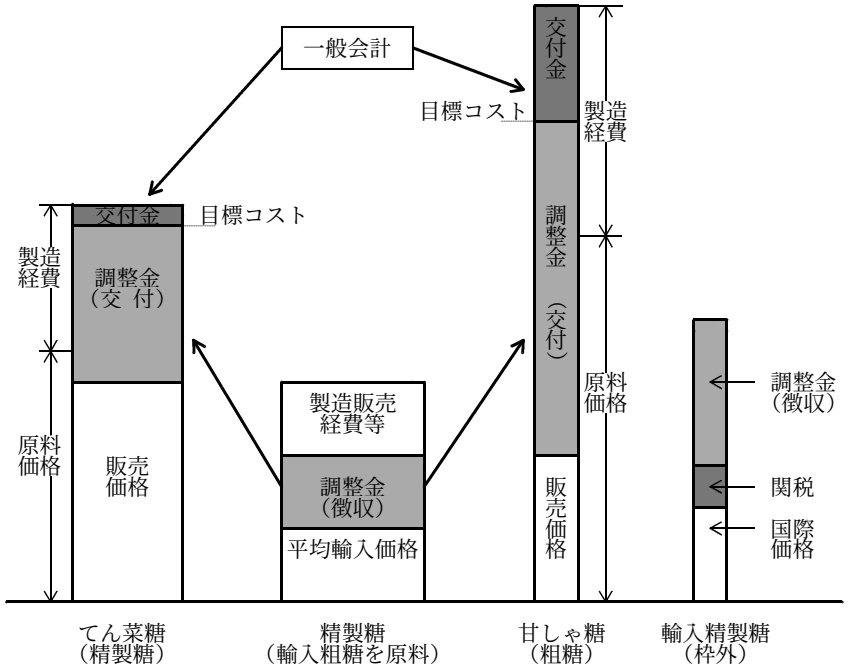

※糖価調整制度の下で、国産の精製糖（輸入粗糖を原料）は価格面で輸入精製糖よりも低い水準となるため、精製糖の輸入実績はほとんどない

○　甘味資源作物に係る価格支持政策の課題と展開方向

【現状と問題点】

市場と切り離された形で、原料の取引価格が固定
↓
①　需給事情が生産者に的確に伝わらない
②　生産コストの削減に向けた努力が行われない
③　結果として、内外価格差を背景に、砂糖需要が低迷

【政策転換の視点】

①　需給事情を反映した適正な生産の確保
②　主体的な経営判断による合理化努力・生産性向上努力が発揮される環境条件の整備
③　生産コストの削減による一層の生産性の向上

【展開方向】

①　市場原理による価格形成
②　経営安定のための措置の導入

② 取引等の仕組み

○ 併せて、市場原理を導入した場合の取引や政策支援の仕組みについても、以下のようなイメージを提示しているところ。

・ 生産者と国産糖企業との取引については、
① 甘味資源作物の品目特性（品質劣化しやすい、輸送コストが嵩む等）を踏まえれば、広域流通が困難で、入札やセリによる市場取引は想定し得ないこと
② 製造コスト縮減による内外価格差の是正、需要に応じた生産の確保のためには、甘味資源作物の安定供給が不可欠であることから、契約栽培による取引を基本に検討することが適当ではないか。

・ また、価格形成については、砂糖に加工された段階ではじめて甘味資源作物の市場の価値判断がなされることを踏まえ、需給事情を反映した価格形成が行われるよう、諸外国の例に倣い、生産者と糖業者で収入を分配するといった方式を基本に検討することとしてはどうか。

○ 収入を分配する方式のイメージ

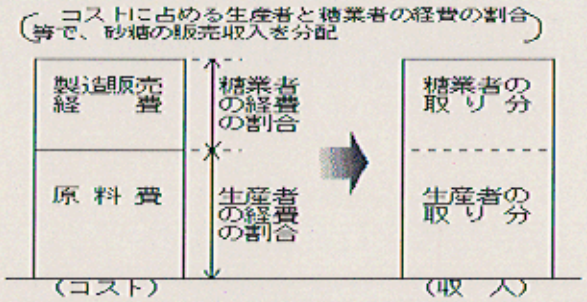

○ 市場原理導入後のてん菜及びてん菜糖の政策支援と価格形成

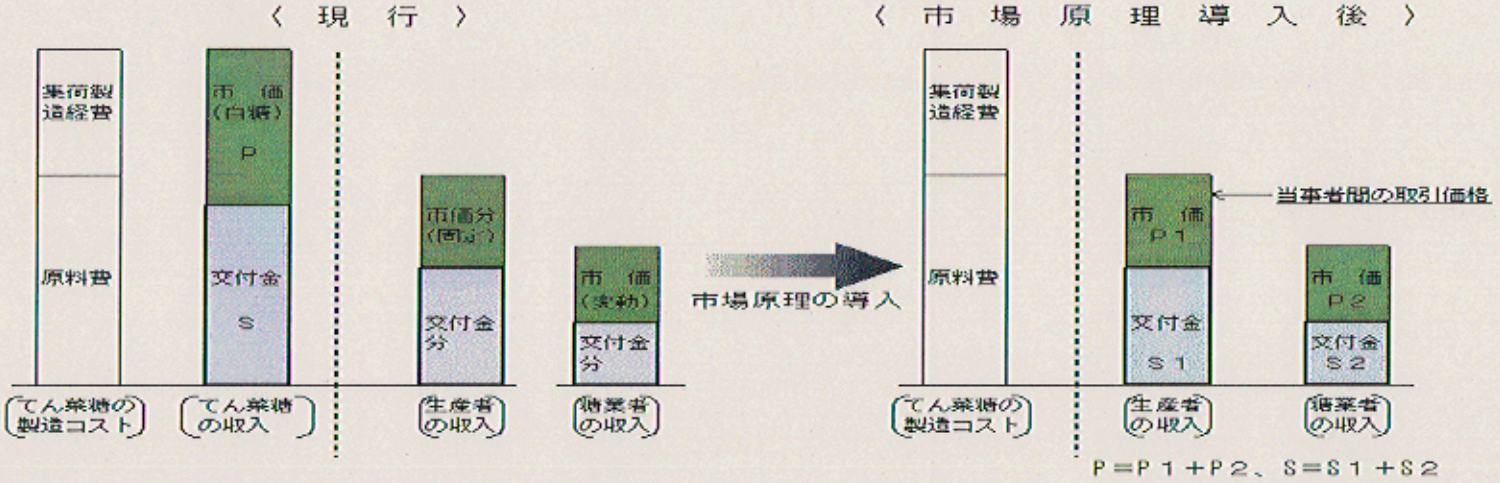

○　主要国における生産者と糖業者の価格形成の方法

	対象作物	価格形成の方法	取引価格
米　　国 (ﾙｲｼﾞｱﾅ州)	てん菜	・砂糖の純販売収入の60%、又はﾋﾞｰﾄﾊﾟﾙﾌﾟ等の副産物も含めた収入の53%が生産者に支払	40 USﾄﾞﾙ／ﾄﾝ
	さとうきび	・砂糖と糖蜜の売上を生産者と製糖企業で分配 ・ハワイ、テキサス州では製糖会社がさとうきび生産を行っているため、分配は行われない	24 USﾄﾞﾙ／ﾄﾝ
Ｅ　　Ｕ	てん菜	・生産者最低価格による価格支持 ・域内消費用のＡ割当、輸出用のＢ割当で支持価格が異なる	A割当 ：46.72ﾕｰﾛ／ﾄﾝ B割当 ：32.42ﾕｰﾛ／ﾄﾝ
豪　　州 (ｸｲｰｽﾞﾗﾝﾄﾞ州)	さとうきび	・製糖工場に支払われた粗糖売上高の60～65%が生産者に支払	24 USﾄﾞﾙ／ﾄﾝ
タ　　イ	さとうきび	・政府支持価格での砂糖販売による収入を生産者と製糖企業で分配 ・生産者への支払いは砂糖と糖蜜の売上高の70%が生産者に支払	13 USﾄﾞﾙ／ﾄﾝ
ブラジル	さとうきび	・　1998年より固定価格制に代え、砂糖とｱﾙｺｰﾙの販売収入を分配する方式を導入 ・さとうきびから生産される糖分の合計値（ＡＴＲ値）に基づき、北・北東部では60%、中・南部では57%を支払	－

（3）甘味資源作物生産のコスト削減のための方策

○　内外価格差の縮小のためには、関係者の一体的な取組により、原料から砂糖の生産に至る抜本的なコスト削減が必要。

○　このうち、てん菜生産においては、市場原理の導入と経営安定対策への転換により、担い手の経営判断に基づく需要に応じた生産やコスト削減に向けた取組を促進するほか、原料集荷区域制による集荷に係る公的規制のあり方についても議論が必要と考えているところ。

○　また、さとうきびについては、現在の零細な生産構造や土地利用集積が進まないことを踏まえれば、新たにさとうきび大規模単一経営の育成が困難な面が多いことから、労働生産性の向上を図る観点から、地域の担い手を中心とした生産組織や農作業受託組織の育成・法人化等の推進が必要。

○原料集荷区域制について

根　拠

・　甘味資源特別措置法においては、甘味資源作物の計画的な生産の振興を図る観点から、都道府県が毎年生産振興計画を作成・公表することを規定。当該計画の中にある集荷及び販売に関する事項のひとつとして、製糖事業者別の市町村毎の集荷区域が運用上定められている。

目　的

・　甘味資源作物の振興と製糖事業の健全な発展を図る観点から、地域に２つ以上の製糖工場がある場合、
①　集団的な栽培による生産技術の向上と集荷の合理化を推進するとともに、
②　工場相互間の秩序ある原料集荷の推進を図ることを目的としている。

関係者にとっての位置づけ

［生産者及び生産者団体］
○　生産物を安定して引き取ってもらえる。
×　近隣にある他の製糖事業者にも売ることができない。
○　営農指導を製糖業者からも受けられる。

［国産糖業者］
○　原料の安定的な確保が可能となる。
○　種苗販売等関連事業の収益が確保される。
×　集荷経費、農務経費の縮減が進まない。

［消費者］
×　集荷経費等は製糖事業者負担となっており、交付金による政策支援の対象。経費縮減に向けた競争原理が働かないため、国民負担の軽減に結びつきにくい。

＜北海道てん菜振興地域における原料集荷区域＞

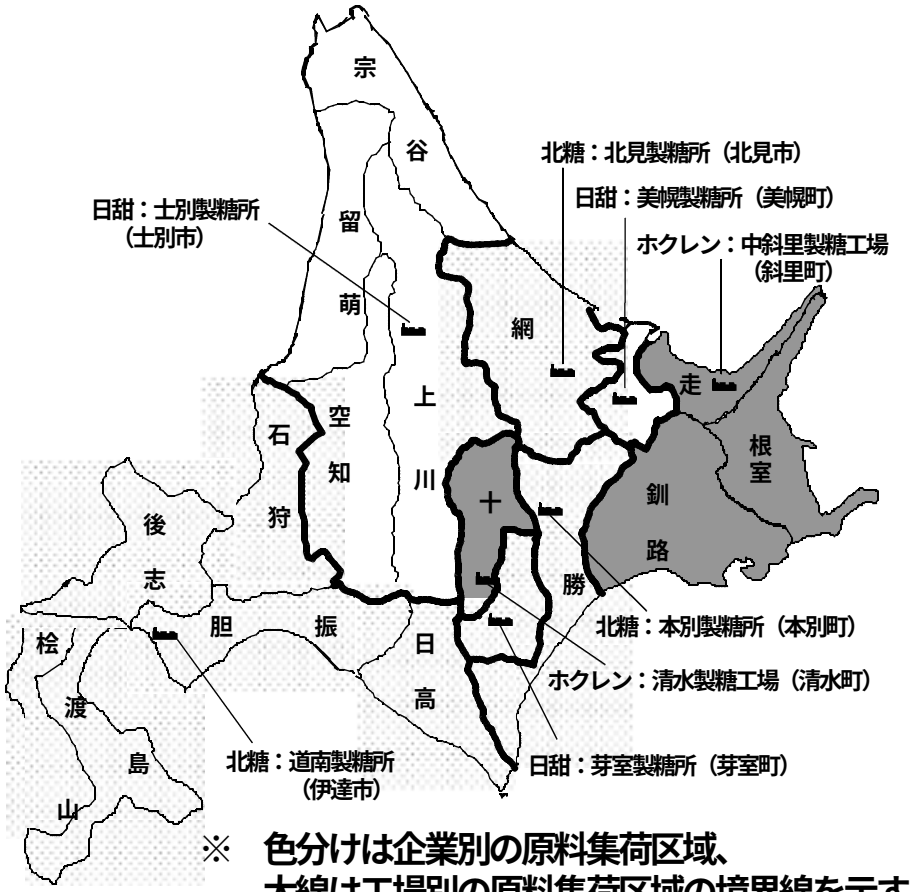

※　色分けは企業別の原料集荷区域、太線は工場別の原料集荷区域の境界線を示す。

（４）さとうきびの取扱い

○　さとうきびについては、以下のような生産や地域経済社会上の位置づけについての実態を示しつつ、これらを踏まえた品目別の対策が必要ではないかとしているところ。

・　さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県における基幹作物であり、気象条件等から他の作物への代替が困難。また、国産糖企業も含め、地域経済社会上極めて重要な位置づけ。

・　他方、１戸当たりの収穫面積は約８０アールと零細かつ島ごとも多様な生産構造にあることから、経営安定対策において検討されているような考え方に沿って対象の明確化を図った場合には、収穫面積が小さい地域ではさとうきび生産が大幅に縮小し地域の持続的な営農が困難となるほか、経済社会にも深刻な影響。

・　なお、対策の実施に当たっては、高齢化等に伴う栽培管理の粗放化が進む中で、さとうきびの安定的生産の確保を図るため、地域の担い手を中心とした生産組織や農作業受託組織の育成、法人化の推進を促進していく必要。

○　一戸当たりの収穫面積

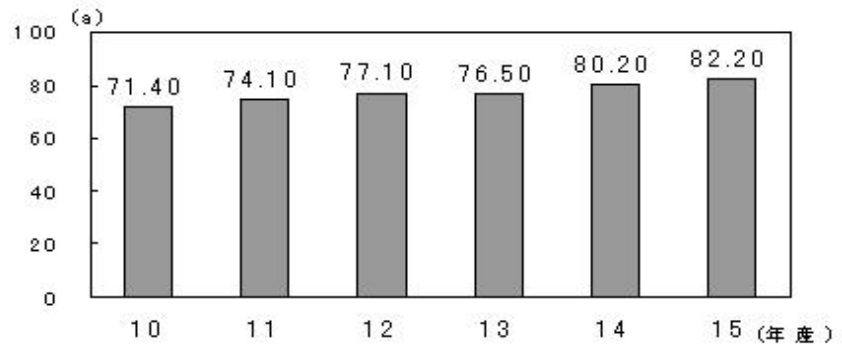

○　収穫面積別農家戸数割合

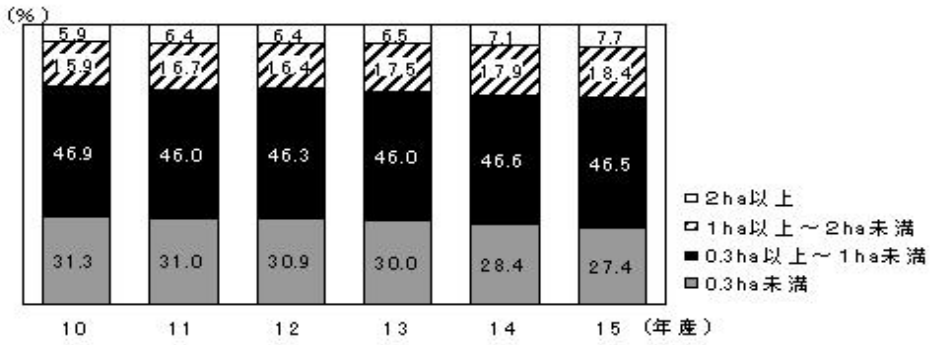

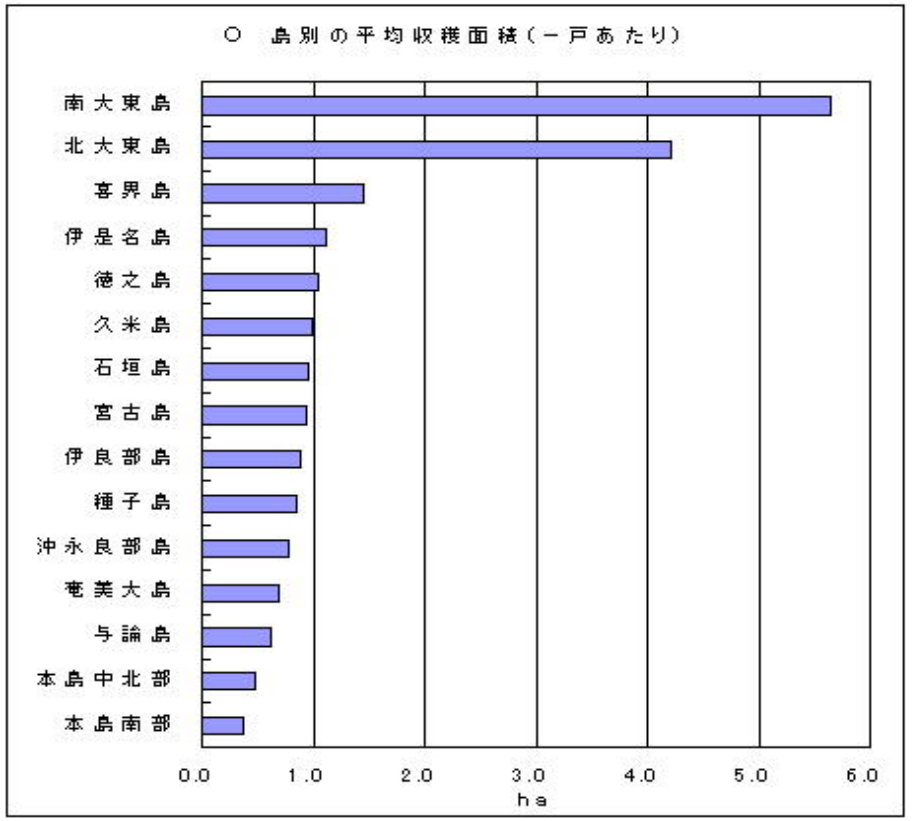

さとうきびの地域営農、経済社会上の位置づけ

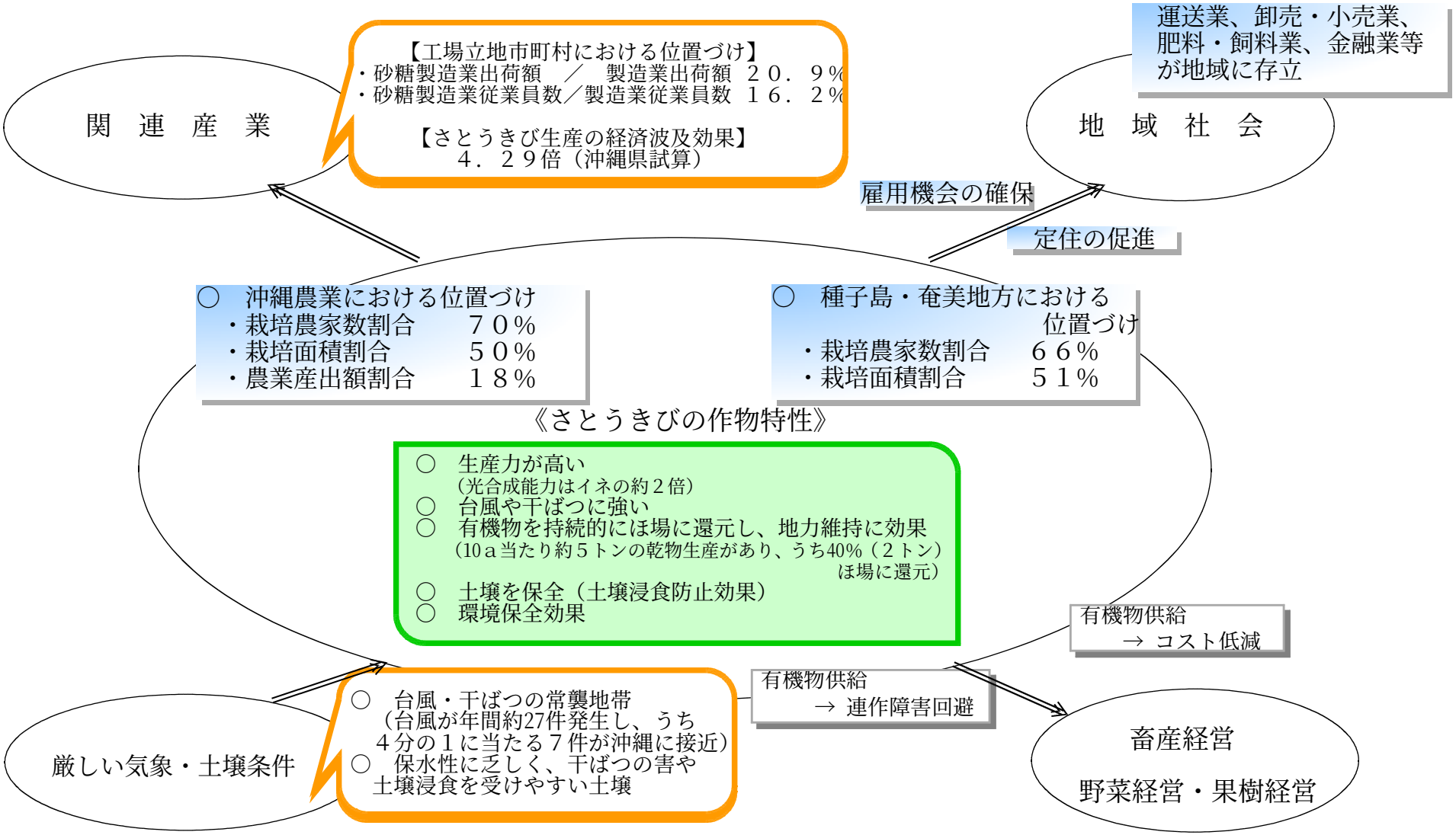

（５）でん粉原料用いもの価格形成や取引における市場原理の導入の考え方

①　検討方向

○　国産いもでん粉及びでん粉原料用いもについては、政府が基準価格を定める一方、一定割合での国産いもでん粉の引取りを条件にコーンスターチ原料用の輸入とうもろこしの関税を無税とする仕組み（抱合せ制度）により、原料価格の安定と国産いもでん粉の需要の確保を図っているところ。

○　このように、価格と需要が政策的に確保されている現行対策の下では、需要に応じた原料生産の確保やコスト削減に向けた取組や産地における商品開発・販売努力が阻害されている等の問題。

○　このため、でん粉市場の需給動向を反映した原料生産や価格形成が行われる制度への移行について議論しているところ。

○コーンスターチ用とうもろこしと国内産いもでん粉との抱合せの仕組み（14でん粉年度）

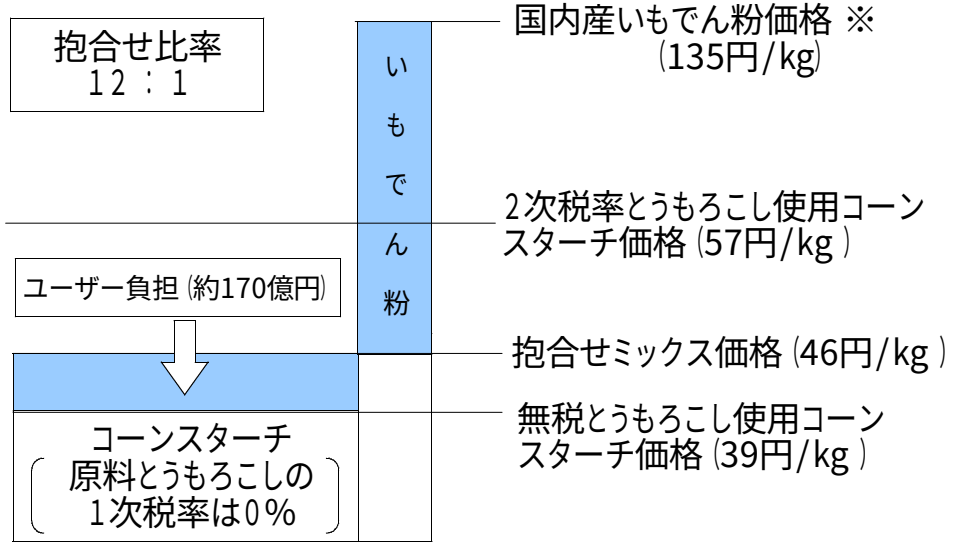

注:1 国内産いもでん粉価格は、かんしょでん粉及びばれいしょでん粉の加重平均価格（販売経費・運賃等を含む。）である。
2 コーンスターチ価格は、とうもろこしのCIF価格を歩留り(0.66)で除し、コーンスターチ製造販売経費を加えて算定した価格である。

※ 農産物価格安定法により、国が定める原料基準価格以上で買入れた原料で製造されたいもでん粉を国が買入基準価格で買入れることができるが、実際には、買入基準価格を基に販売経費等を加えた価格で抱合せ向けに販売させることで、価格の安定を確保。

○　でん粉原料用いもに係る価格支持政策の課題と展開方向

【現状と問題点】

市場と切り離された形で、原料の取引価格が固定。抱合せにより制度上需要が確保
↓
①　需給事情が生産者に的確に伝わらない
②　生産コストの削減に向けた努力が行われない
③　結果として、内外価格差を背景に、固有用途市場が縮小

【政策転換の視点】

①　需給事情を反映した適正な生産の確保
②　主体的な経営判断による合理化努力・生産性向上努力が発揮される環境条件の整備
③　生産コストの削減による一層の生産性の向上

【展開方向】

①　市場原理による価格形成
②　経営安定のための措置の導入

② 経営安定対策へ転換する場合の留意事項

○ また、経営安定対策への転換に伴って、政策の今後のあり方をいかに考えるかという点について、以下のような論点を提示して、議論を行っているところ。

・ 現在、抱合せにより諸外国とのでん粉生産条件格差の是正を行っているが、今後のでん粉原料用いもの生産に対する支援に関し、このような措置に代わる新たな経営安定対策の導入について検討が必要ではないか。
その際、抱合せ負担がなくなる場合には、輸入とうもろこしを使用しているコーンスターチ製造業者については、現在の抱合せ負担に換えて新たな対策に必要な負担を求めることが必要ではないか。

・ なお、抱合せについては、ＵＲ農業交渉の一環として関係国との協議結果を踏まえ実施しているものであり、その見直しには国際的な調整が必要。

○ 国内産いもでん粉の流通の現状

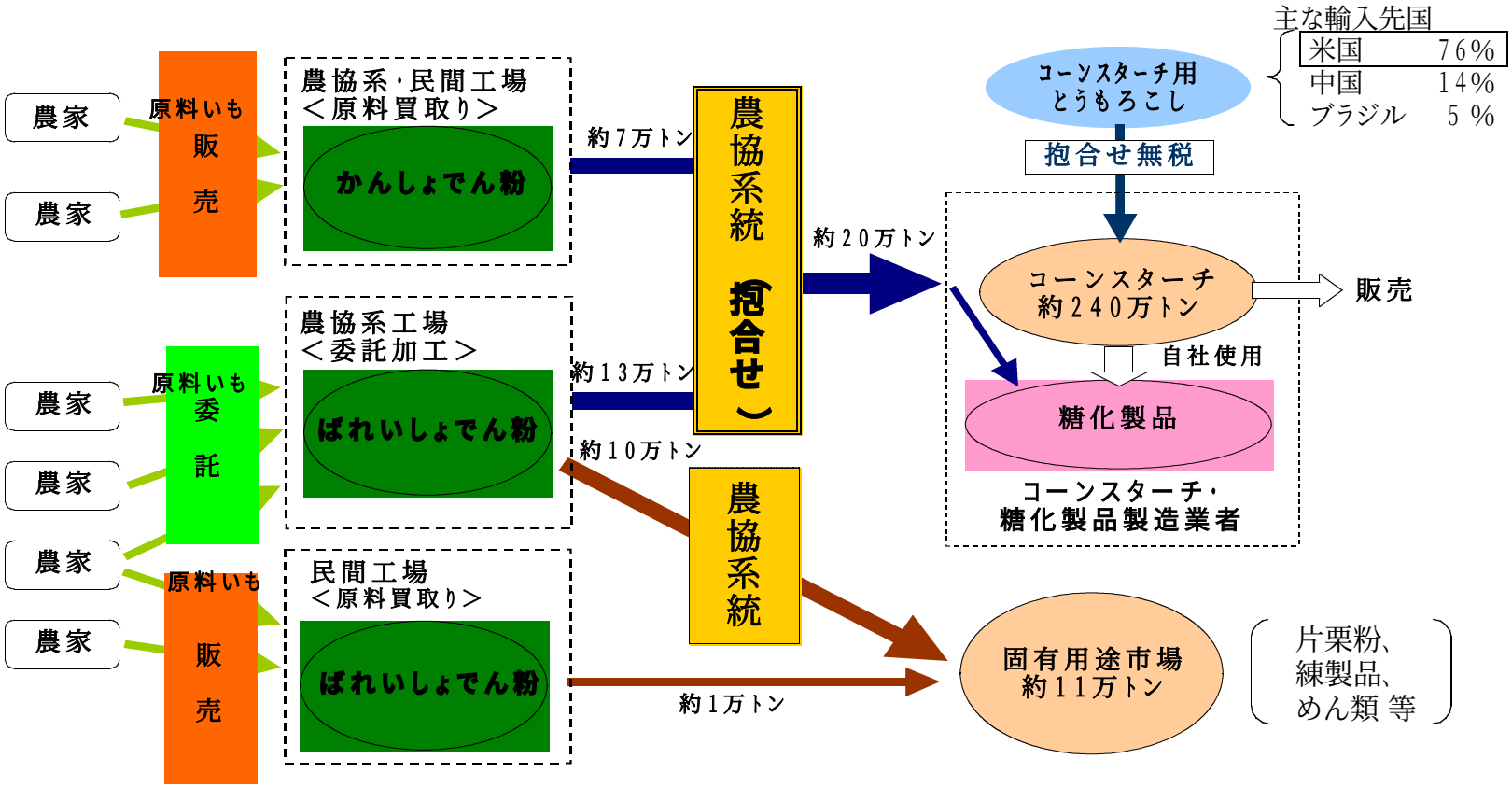

（６）でん粉生産のコスト削減のための方策

①　国産いもでん粉の現状と課題

○　ばれいしょでん粉は、ほとんど（約８割）が農協のでん粉工場を活用したばれいしょ生産農家からの委託加工により生産されており、原料用ばれいしょ生産からでん粉加工を通じた関係者の一体的な取組によるコスト低減が必要。

○　さらに、ばれいしょでん粉は、約半分が抱合せ制度により糖化製品の原料として利用されるほか、残りの約半分については、固有用途（片栗粉、練製品用等）の市場を通じて販売されており、この需要の確保を図るためにも、内外価格差の縮小が重要。

○　かんしょでん粉については、でん粉の特性上、全量が抱合せにより糖化用に販売され、価格と需要が安定的に保証される中、より高価格の焼酎用原料かんしょの需要拡大等に影響され、工場の操業率が低下しており、工場の再編の検討を含め、生産性向上・コスト低減に向けた努力が必要。

○ ばれいしょでん粉の生産の推移

（単位：千トン）

年産	出回量（生産量）	抱合せ用	固有用途用	持越在庫	（参考）でん粉総需要量
4	265	126	139	0	2,756
5	259	134	125	0	2,837
6	251	117	110	24	2,820
7	262	117	125	44	2,849
8	223	138	126	3	2,985
9	260	127	122	14	3,003
10	242	120	115	21	2,998
11	224	126	110	9	3,037
12	223	129	103	0	3,038
13	227	122	105	0	3,006
14	246	122	107	17	3,000

資料：農林水産省特産振興課調べ

○ 内外価格差の状況

（単位：円/kg、倍）

暦年	13	14	15
ばれいしょでん粉買入基準価格	108	108	108
輸入ばれいしょでん粉価格	54	54	53
価格差	2.0	2.0	2.0

資料：日本貿易統計
　注：輸入ばれいしょでん粉価格は、ＣＩＦ価格
※ 輸入でん粉については、関税割当制度により、一定量が低税率(25%)で輸入

○ 用途別かんしょの農家手取り

用途	農家手取り
焼酎原料用	35～70円/kg（中間値 53円/kg）
でん粉原料用	32円/kg
生食用	109～168円/kg（中間値 135円/kg）

資料：焼酎原料用は鹿児島県調べ
　　でん粉原料用、生食用は農林水産省特産振興課調べ

○ 焼酎原料用かんしょの供給量の推移（鹿児島県）

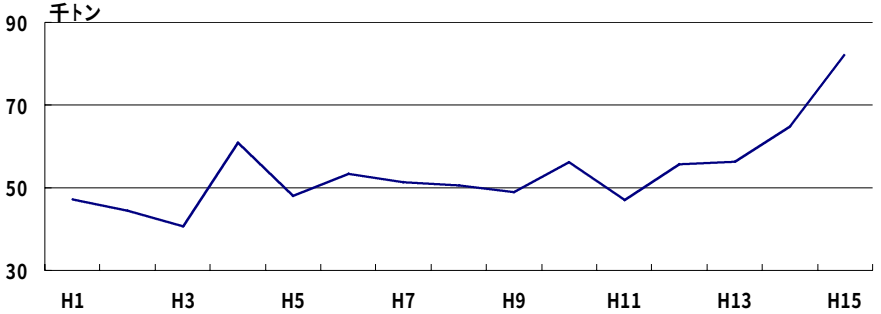

資料：鹿児島県調べ

○ 南九州における工場数、原料処理量、操業率の推移

（単位：千トン、%）

年産	11	12	13	14	15
工場数	38	34	32	30	29
原料処理量	192	200	227	252	189
操業率	63	67	77	89	65

資料：農林水産省特産振興課調べ
　注：操業率は、１日17時間で60日間操業時の原料処理量に対する実績処理量

② かんしょの現状と課題

○ かんしょは、火山灰土壌地域であり、また、台風常襲地域である南九州地方においては、他の作物への代替が困難であることから、重要作物。また、高齢化や構造改革の立ち後れが顕著で、零細な生産構造が継続。

○ かんしょについては、労働生産性の向上を図ることが喫緊の課題。機械化により、経営規模を拡大しつつ、他の作物との組合せにより所得を確保している担い手も極くわずかに存在。

このため、農地利用集積による担い手の規模拡大を図るとともに、担い手がいない地域では生産組織や農作業受託組織の育成を通じて、地域の実情に応じた機械化一貫体系の確立・普及を進め、一層の生産性向上を図る必要。

○ でん粉原料用かんしょの生産費の推移（千円/10a）

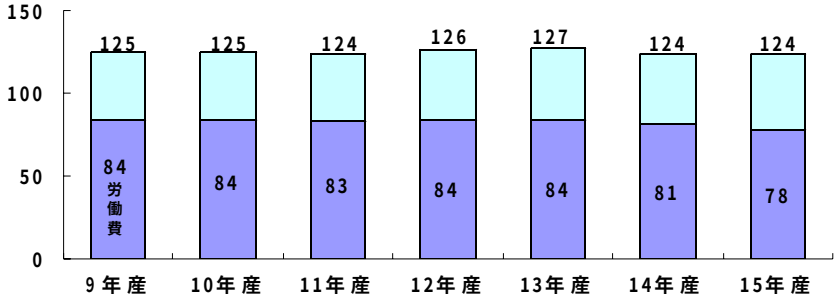

資料：統計部「農業経営統計調査報告」

○ かんしょの一戸当たり作付面積の推移（南九州）

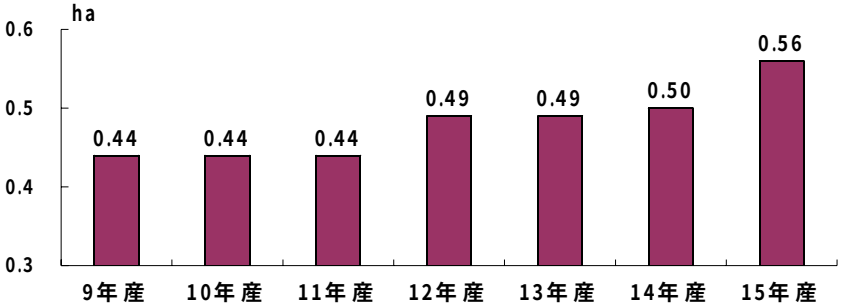

資料：宮崎県、鹿児島県調べ

○ かんしょ作付農家の生産構造の現状（鹿児島県）

◇ 経営規模別シェア

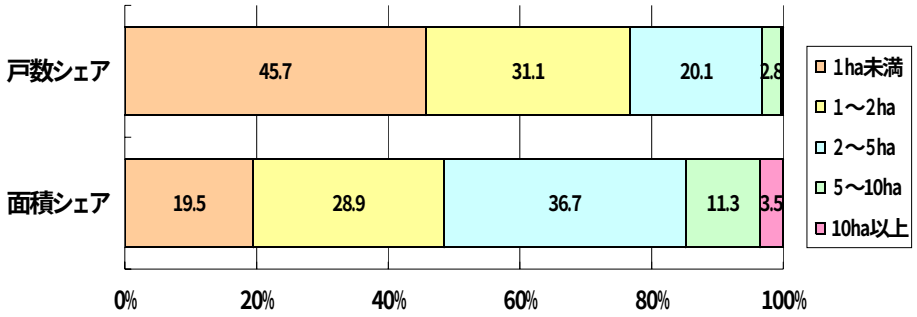

資 料：2000年農業センサス（組替集計）

◇ 認定農業者の割合：７．１％（戸数シェア）

資料：2000年センサス（組替集計）

○ 機械化一貫体系の導入による大規模経営の事例

・鹿児島県Ａ農家	経営面積	860a 農業従事者数	5人
	作物栽培面積	原料用かんしょ	560a
かんしょﾊｰﾍﾞｽﾀ利用		葉たばこ	300a
		露地野菜	140a
・鹿児島県Ｂ農家	経営面積	700a 農業従事者数	3人
	作物栽培面積	原料用かんしょ	520a
かんしょﾊｰﾍﾞｽﾀ利用		青果用かんしょ	180a
		露地野菜	100a
・鹿児島県Ｃ農家	経営面積	530a 農業従事者数	3人
	作物栽培面積	原料用かんしょ	530a
かんしょﾊｰﾍﾞｽﾀ利用		露地野菜	250a

資料：鹿児島県調べ

II　品目別政策（野菜、果樹、畜産）について

１．品目別政策（野菜、果樹、畜産）の見直しの基本的考え方

[redacted]

○　農業従事者の減少・高齢化、農地面積の減少が加速化している。一方、特に土地利用型農業において農業経営の規模拡大が遅れており、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保や新規就農者の受け入れも十分に進んでいない。このまま農業の生産構造の脆弱化が進行すれば、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮、地域の経済・社会の維持・発展に重大な支障が生じる恐れ。（P.2）

⇒

○　このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図り、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立することが急務。（P.2）

○　望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（以下「担い手」という。）を育成・確保することが急務。（P.6）

⇓

○　野菜、果樹、畜産等の部門専業的な営農類型については、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある。
その際、これら営農類型については、土地利用型農業に比べて経営規模の拡大等の構造改革が一定程度進展している実態も踏まえ、経営体質の強化や消費者のニーズに対応した生産・供給体制の構築等、営農類型ごとの課題に的確に対応したものとする工夫が必要である。（P.12）

食料・農業・農村政策審議会　中間論点整理（平成１６年８月１０日）〔抄〕

○　野菜・果樹・畜産においても、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に検討する必要。

○　なお、これらの品目については、構造改革が一定程度進展しており、主業農家の比率は高いが、一方で認定農業者の割合は低い状況と推測され、主業農家がさらに経営を発展させ、効率的かつ安定的な農業経営となるよう、認定農業者制度の一層の活用が望まれるところ。

○作物・畜種別にみた農業産出額の農家類型別シェア（平成１４年）

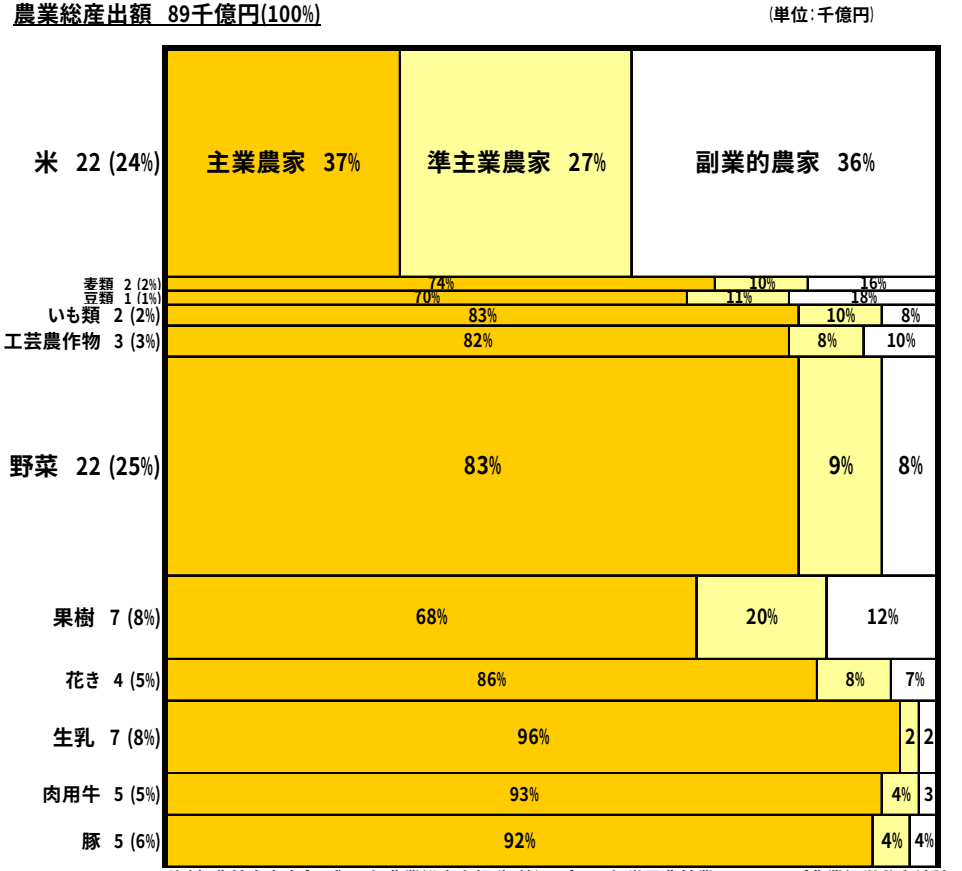

資料:農林水産省「平成１４年農業総産出額（概算）」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」
注1:主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。
注2:産出額は概算額である。

○作物・畜種別にみた認定農業者の戸数シェア（野菜・果樹・畜産）

	全農家に占める認定農業者の割合	主業農家に占める認定農業者の割合
稲　　作	１．６％	２４．５％
野　　菜	１５．５％	３１．０％
果　　樹	９．６％	２８．３％
酪　　農	４７．２％	６６．６％
肉用牛(肥育)	３０．５％	５１．９％
養　　豚	３１．１％	６７．５％

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「畜産統計」、
「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」
注：１　稲作、野菜、果樹については、15年現在の
単一経営の状況。
２　畜産は、16年現在の農家戸数より推計。

○　野菜・果樹・畜産についての検討に当たっては、各品目における個別の課題を踏まえることが必要。

○　野菜・果樹については、実需者のニーズに対応した安定的な供給を図るため、産地を基本とする視点についても重要と考えられ、対象を明確化する担い手政策との関係に配慮する必要。

○　また、畜産については、肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離、産地銘柄化等の推進などの生産形態の特性や地域の実情に精査を加え、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手に位置づける方向での検討が必要。

○野菜・果樹・畜産の特性と課題

	特　　性	主要個別課題
野菜	・生育期間が短く、長期保存も利かないため、短期間で供給量・価格が大幅に変動	・産地を基本とした野菜の供給、価格の安定機能の強化 ・国産シェア奪還に向けた国際競争力の強化
果樹	・永年性作物で、新植後に未収益期間があり、生産量・品質の変動により価格が不安定	・果樹産地の構造・基盤の強化 ・生産者団体が主体の高品質果実の計画出荷
畜産	・家畜のライフサイクルにあわせる必要があるため、投下資本の回収に時間がかかる	・肉用牛の繁殖と肥育の分離、産地銘柄化など生産形態や地域の実情を踏まえた施策の推進 ・生産コストの削減や省力化の推進による経営体質の強化 ・自給飼料に立脚した安全・安心な畜産体制の確立、家畜排せつ物の適正管理及び利用の促進

２．品目別政策の対応方向の報告

○　品目別政策（野菜、果樹、畜産等）については、農林水産省は、本審議会の他の部会等における議論を踏まえ、経営の安定を図るための対策における対象経営の捉え方、営農類型ごとに固有の課題に対応する施策の在り方等について、その対応方向を企画部会に報告する必要がある。（P.13）

食料・農業・農村政策審議会　中間論点整理（平成１６年８月１０日）〔抄〕